

島根

県報

.....

平成17年 3 月31日 (木) 号外 第 51 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.jp/

目次

規則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

公布された条例等のあらまし

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第75号)

- 1 規則の概要
- (1) 自動車税における県域を越える自動車の転出入に係る月割計算を廃止することとした。(第76条関係)
- (2) 中古住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用対象であることの証明について規定することとした。 (第94号の2様式、第94号の3様式、第98号様式その1及びその2関係)
- (3) (1)については、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例によることとした。
- (4) その他規定の整理
- 2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)については、平成18年4月1日から施行することとした。

規	則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第75号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則(昭和51年島根県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第76条中「、第12条(自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県から県内に変更された場合に限る。)」を削る。 第102条の表第9号中「第700条の11の3第2項」を「第700条の11の2第2項」に改める。

第86号様式中「第48条第2項」を「第48条第3項」に、

法第48条第1項の県が 徴収する地域				*
法第48条第1項の 一 定 の 期 間	年 年	月 月	日から 日まで	を

 法第48条第1項の一定の期間
 年 月 日から年 月 日まで

に、「付表のとおり。」

- を「付表のとおり」に改め、同様式に注として次のように加える。
 - (注) 「備考」欄には、県の徴税吏員が徴収の引継ぎをする場合において、滞納処分を続行する地方団体の徴収金について必要な事項を記載すること。

第94号の2様式中「居住用・居住用以外」を「居住用・居住用以外・未使用」に改め、同様式の備考2を次のように改める。

2 ①に該当する場合は、住宅の登記事項証明書等軽減措置の適用があることを証する書類を添付すること。 また、家屋の新築年月日が昭和56年12月31日以前であり、かつ、建築確認の日付が昭和56年5月31日以前で あるときは、新耐震基準(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4の規定又は国土 交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準(平成17年国土交通省告示第384号)) に適合していることを証する書類(調査終了日が当該住宅の取得日前2年以内の証明書又は評価日が当該住宅 の取得日前2年以内の住宅性能評価書に限る。)を併せて添付すること。

第94号の3様式中「居住用・居住用以外」を「居住用・居住用以外・未使用」に改め、同様式の備考を次のように改める。 備考 住宅の登記事項証明書等軽減措置の適用があることを証する書類を添付すること。

また、®に該当する場合で住宅の新築年月日が昭和56年12月31日以前であり、かつ、建築確認の日付が昭和56年5月31日以前であるときは、新耐震基準(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準(平成17年国土交通省告示第384号))に適合していることを証する書類(調査終了日が当該住宅の取得日前2年以内の証明書又は評価日が当該住宅の取得日前2年以内の住宅性能評価書に限る。)を併せて添付すること。

第98号様式その1中「居住用・居住用以外」を「居住用・居住用以外・未使用」に改め、同様式の備考3を次のように 改める。

3 ①に該当する場合は、住宅の登記事項証明書等軽減措置の適用があることを証する書類を添付すること。また、家屋の新築年月日が昭和56年12月31日以前であり、かつ、建築確認の日付が昭和56年5月31日以前であるときは、新耐震基準(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準(平成17年国土交通省告示第384号))に適合していることを証する書類(調査終了日が当該住宅の取得日前2年以内の証明書又は評価日が当該住宅の取得日前2年以内の住宅性能評価書に限る。)を併せて添付すること。

第98号様式その2中「居住用・居住用以外」を「居住用・居住用以外・未使用」に改め、同様式の備考2を次のように 改める。

第196号の4様式中「第700条の11の3第2項」を「第700条の11の2第2項」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第76条の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則による改正後の島根県県税条例施行規則第76条の規定は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用 し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。